

# 第12回 液化石油ガス流通ワーキンググループ 事務局提出資料

～市場監視・モニタリングについて～  
(三部料金制の徹底に係る規律の施行状況等)

令和7(2025)年6月23日

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

**1. 前回WGにおける議論の振り返り  
本日も議論いただきたい事項**

2. 三部料金制に関するLPガス事業者調査  
の結果概要と今後の対応

3. 改正法令公布後1年を経た  
商慣行是正に向けた動きの現状

## 前回WGにおける議論の概要、本日も議論いただきたい事項

- 前回WG（※）では、事業者ヒアリングを通じてLPガス事業者による取組状況を確認した。また、「**液石法等との関係で問題となる行為や望ましい考え方、取り締まり等の方針**」（以下「**取り締まり等方針**」という）を中心にご議論いただき、その方向性についてご了承いただいた。**規制当局としては、当該方針も踏まえて市場監視・取り締まりに取り組んでいく。**
- 本年4月2日には、**三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に係る規律が施行されたところ、本日は、当該規律にかかる規制当局による指導・監視等の在り方、関係者に期待される取組を中心に、ご議論・ご意見いただきたい。**

（※）2025年3月19日第11回液化石油ガス流通ワーキンググループ

# 【参考】過大な営業行為の制限に関する「取り締まり等の方針」のポイント

## ＜基本スタンス＞ ※取引適正化ガイドライン記載あり

- オーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした利益供与行為については、一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。

## ＜取り締まり等の方針のポイント＞ ※前回WG（25/3/19）において了承。

### 【判断基準1】：LPガス事業者の切替えを実質的に制限することにつながるかどうか

- ・ LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結は改正法令上も禁止（契約解除を長期間許容しない条件、高額な違約金規定や設備の買取条項など）
- ・ 継続的な利益供与は、LPガス事業者の切替えを長期に渡って阻害する効果を有する
- ・ **賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与については、より厳しく評価**
  - 理由1 本来家賃に含まれるべき設備の費用を、LPガス事業者に回収させること自体が問題
  - 理由2 オーナー等への利益供与はLPガス消費者の利益につながると限らない
  - 理由3 賃貸集合住宅のオーナー等がLPガス事業者にロックインされるきっかけになる

### 【判断基準2】：利益供与の額の多寡ではなく、「他の事業分野の事例」に照らして正常な商慣習に相当するかどうか

- ・ 改正法令上制限しているのは、「正常な商慣習を超えた」利益供与。
- ・ 例えば、**賃貸集合住宅のオーナー等に対する紹介料の支払いは、LPガス以外の分野では現在は存在しない**との指摘あり。例えば洗剤程度のものであれば一般的な商慣行といえるのではないか。
- ・ 利益供与の額の多寡がLPガス事業者の切替えを制限する効果に影響することは考慮要素になりうるが、**今回の制度改正の狙いは、“不透明で高額なLPガス料金の是正”**にあり、LPガス消費者の利益につながるとは限らない**賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与についてはより厳しく評価。**

⇒ 問題があると懸念される行為については、引き続き、本WGでご意見・ご議論いただきつつ、規制当局による取り締まり等に反映していく（取引適正化ガイドラインも適時適切に見直していく）。

# 【参考】前回WGにおけるご指摘事項（取り締まり等方針）①

## ■ 総論

- 法令違反に該当する行為の考え方については、これまで明確な解が見いだせていなかったが、ようやく関係者のコンセンサスが見えてきたように思う。各委員からも指摘があったとおり、当該行為が合理的かどうか、原理原則に照らして不自然ではないか、といった点をポイントに考えるべきだと思う。
- 新しい判断基準として、紹介料の高低ではなく、他の業界で行われていないような行為は問題だとするという点は、非常にわかりやすくなったと思う。

## ■ オーナーや不動産業者に対する利益供与の問題点・評価

- 賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与について、①LPガス業者に設備費用を回収させるということ自体が問題、②消費者に還元されるとは限らない、③ロックインされるきっかけになるという考え方は、省令の考え方にも合致している。省令では、賃貸住宅のオーナーに対する利益供与と消費者に対する利益供与と条文を分けている。また、切替えを制限するようなものについては制限するという考え方は省令でも示されている。
- LPガスの取引相手でない賃貸住宅のオーナーに対してお金を払うことで、消費者に還元されないような形で業者がロックインされてしまうのはやはり疑問。電気、都市ガスといった他の事業分野で同様なことが見られないのであれば、正常な商慣習とは言えないと思う。
- 利益供与の金額の多寡や利益供与の継続性については、総合考慮の中で、違法性の濃淡に影響する要素だが、そうした要素の有無にかかわらず、オーナーに利益供与してロックインしてしまうこと自体が正常な商慣習ではないということではないか。
- オーナーに対する利益供与について、①費用回収方法として問題、②消費者に還元されると限らないという点はそのとおりだが、③オーナーがロックインされるという点に関しては、切り替え自由ということを徹底すれば懸念にあたらぬのではないか。
- 集合住宅のオーナーなど、LPガスの利用者ではない者に対する利益供与はやはり問題。これに関連する事例としては、オール電化のケースがある。電力会社が、オール電化を採用するような住宅開発会社等を優遇するという行為について、独占禁止法上の差別的な取扱いとして警告処理されたという事案だが、電力の利用者でない相手方に利益を与えるという意味では近接した事案であり、品質や価格を巡る競争がゆがむという点で同様のものと思う。これに加え、実際にガスを利用する側がオーナーに対する利益供与分の負担をしているということの問題は大きく、厳しく評価していくという方向性に賛成。

## 【参考】前回WGにおけるご指摘事項（取り締まり等方針）②

### ■ オーナーや不動産業者に対する利益供与の問題点・評価（つづき）

- 消費者に対する利益供与だから良いということにはならないと思う。例えば、電気通信分野では、1円携帯というのがなくなったが、この1円携帯の原資は、継続的にサービスを使用している利用者が知らずに負担していたということで、問題となった。すなわち、一部の利用者だけに利益が供与され、ほかの利用者が実際にはそれを負担するという構図でも問題になるということ、このため、いわゆる過大な利益供与は、相手を問わず問題になり得ると思っている。
- オーナーに販売した設備について、支払いを猶予する行為や別名目で金銭等を支払って相殺する行為に関して、当該行為に合理的な理由があるかどうかに加えて、対価の適正性についても見ていくのではないか。当該設備の対価が適正なのか、対価として合理性があるのかが問題になると思う。

### ■ LPガス事業者の切り替えに際して、無償貸与設備を残存簿価等で引き継ぐ行為の取扱い

⇒ **取り締まり等の方針： 消費者利益を確保するには、過去に行われた無償対処についても契約更新を期に見直すことが望ましく、厳しく対応していく（三部料金制の規律の観点からも重点的に調査）**

- オーナーとの無償貸与契約について、改正省令施行前のものは有効という点が一番悩ましいところだと思っている。既存契約に係る貸与設備について、安いガス料金を提示できるLPガス事業者が引き継げないとすると、消費者が高いガス料金を負担し続けることになりかねない。オーナーが貸与設備を買い取れば、そうした課題は解決できるが、オーナーからみれば、入居者から高いガス料金を取ろうが何しようが関係なく、貸与設備の買い取りには応じないだろう。オーナーの行動を変えるには、国交省がオーナーを動かす以外手がない。この点、国交省にはぜひよろしく願いたい。
- 設備提供をなくすと、オーナーが事業者を切り替えるインセンティブもなくなり、結果として入居者の方々がLPガス事業者を選択する自由を奪われることは懸念される。入居者の方が自由にLPガス事業者を選択できるような仕組みも考えてほしい。

### ■ LPガス事業者の切替えに際して、貸与設備の買取費用に相当する金銭をオーナー等に提供する行為の評価

- 既存の無償貸与設備をオーナー等が買い取る費用について、ほかのLPガス事業者が負担することで当該オーナー等所有物件へのLPガス供給を確保するといった行為についても、合理的な理由があるかというところで評価するのではないか。既存の設備のオーナー等が買い取る費用について、なぜほかのLPガス業者がその費用を負担するのか、その理由についてLPガス事業者の説明してもらい、その理由が適正化どうかで判断するということだと思う。

## 【参考】前回WGにおけるご指摘事項（取り締まり等方針）③

### ■LPガス事業者の切替えに際して、貸与設備の買取費用に相当する金銭をオーナー等に提供する行為の評価（つづき）

- LPガスの切り替えに当たって、オーナーが精算金を支払った後に、切り替え先のLPガス事業者がその精算金分の金銭をオーナーに供与するとした場合、LPガス供給の切り替え時にその精算金を返せとすれば、従来と同じとなってしまふので許されない。様々な方法を使って従前と同じことをやろうとしている業者がいるのは非常に問題。
- 既存の無償貸与設備の費用を切り替え先のLPガス事業者が負担するという事は決して良い話ではないものの、契約切り替えの自由を徹底すれば、買取費用を負担したとしても半年後には切り替えられてその負担の意味がなくなるということで、問題行為は自ずとなくなっていくのではないか。
- 既存の貸与設備をオーナーが買い取る費用を切り替え先のLPガス事業者が負担する行為は、実質的には従前の無償貸与と同様、オーナーの負担が生じないわけなので、これは当然問題にすべき事案だと考える。
- 賃貸物件のように、オーナーとLPガス事業者が結託して入居者を困り込むような行為があれば、それは経済厚生を歪める行為が起きているということであり、やはり問題視すべきものだと思う。そうした行為があるが故に消費者からの信頼が揺らいでいるので、まずは、その信頼を取り戻すことが先。そのためにも、オーナーとの取引関係を一旦リセットすべきだと思う。
- オーナー等に対する高額な紹介料、新たな利益供与の形など、過大な営業行為が散見されているところ、これまで以上に、賃貸住宅のオーナーや不動産事業者の意識の変化が欠かせなくなっているのではないか。

### ■貸付配管モニタリング

- 集合住宅にスポットを当てる形で議論が進んでいるが、戸建て住宅における無償貸付配管の問題についても、報告書で二、三年のうちに取り組むと明記されているので、本件の調査検討など、取組を進めていただきたい。

#### ※液化石油ガス流通WG「中間とりまとめ」(2024年4月19日)・抜粋

当面の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等について、モニタリングを継続していくことが求められる。具体的には、

- 改正法令施行後の実態調査を行い、貸付配管を取り巻く状況の詳細を把握する
- 当該調査結果も踏まえ、貸付配管をめぐる課題や改善状況を評価する
- 例えば3年後(2027年)を目途として、制度上の対応の要否を検討する

といったスケジュールで調査・検討を進めていくことが適当である。

## 【参考】前回WGにおけるご指摘事項（規制当局による監視・執行体制）

- 通報制度によって、相当数のいろんな事例が挙げられているので、規制当局からしっかり指導いただきたいということを前回からお話ししているが、今回初めて指導事例があると聞いた。ただ、指導しているにも関わらず問題が起こっているのだとすると、もっと手厳しい指導をお願いしたい。良い方向に向かっているのは間違いないが、現実には混沌としているのも事実。
- 指導事例をどこまで公表するかという問題はあと思うが、より明確にしていれば、真面目にやっている事業者も自信がつく。水面下に潜って悪さをする事業者がいるという実態もしっかり把握していただきたい。
- 通報フォームに寄せられた情報の件数は、関東と東海地方が圧倒的に多く、九州、瀬戸内、北陸、北海道がやや多いという状況。業界に詳しい人なら、背景にどのような事業者がいるかは見えてきているところであり、ここで市場監視の手綱を緩めてははいけない。
- 規制当局による指導事例の状況を引き続き網羅的に整理して、定期的にフォローアップをしていくことが大事。規制当局による法令執行のレベルに濃淡が生じぬよう、エネ庁として尽力をお願いしたい。
- 規制当局による指導事例について、問題が大きいところを見逃しているのではないかとこの可能性もある。その点がどうなっているのかをしっかりと見極めて対応いただきたい。
- 問題と考えられるケースについては、規制当局が積極的に報告徴収や立入検査を実施すべきだが、その際、問題となるかどうかの見極めに時間がかかってしまっただ対応が遅れるということは避けるべき。まずは臨機応変に速やかに、時には抜き打ちで立ち入り検査を行うということではないか。立入検査に入って問題がなければそれでもよい。むしろ立入検査というアクション自体非常に意義があり、関係者に緊張感をもたらすことができると考える。
- LPガス事業者による法令遵守の取組状況ということで、大手事業者では、支店や営業所レベルまで研修・指導を徹底しているとの報告があった。それが実際に実践されているかどうかについては、今後、規制当局による立入検査などで確認していく必要があると思うので、体制整備をお願いしたい。
- 自主取組宣言の内容として十分なレベルに達していないものについて改善を促し、その事例を公表していくこともお願いしたい。全体としての法令遵守レベルの底上げにつながると思う。
- 本省、経産局、都道府県問わず、規制当局は立入検査の計画目標を策定し、PDCAのサイクルを回して実施していくべき。
- Q & Aについてはもっと網羅的に整備をしてデータベース化すべき。その際、質問に正面から回答していないとか、分かりにくいものとならぬよう、基本的な原理原則をしっかりと示すなど、一貫した責任ある対応をとるようお願いしたい。

1. 前回WGにおける議論の振り返り  
本日まで議論いただきたい事項
2. **三部料金制に関するLPガス事業者調査  
の結果概要と今後の対応**
3. 改正法令公布後1年を経た  
商慣行是正に向けた動きの現状

# 三部料金制に関するLPガス事業者調査

- 本年4月2日、三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に係る規律が施行された。これに先立ち、3月25日付けで「Q&A」を策定・公表。
  - ・ 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に関するQ & A（令和7年3月25日公表）  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/lpgass\\_hourei/pdf/sannburyoukinnQA.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_hourei/pdf/sannburyoukinnQA.pdf)
  - ・ 2025年4/2付けプレスリリース「LPガス料金の表示・計上方法に関する新しいルールを施行しました」  
<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250402001/202500402001.html>
- 施行後、規制当局（国・自治体）において、LPガス事業者による三部料金制の実施状況について調査（立入検査、ヒアリング等）を実施。
- 本調査結果を踏まえ、規制当局による今後の指導・監督方針、関係者に期待される取組の方向性についてご意見いただきたい。

## 1. 規律の趣旨・目的

- 不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化。

### ＜費用回収のあり方（計上禁止規定）に係る考え方＞

- エアコンやインターホン等、LPガス消費とは関係ない費用をLPガス料金として回収するのは不相当。
- 賃貸集合住宅のオーナー等が設置した、給湯器、エアコン等の設備の費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として回収するのは不相当。

## 2. 規律の内容

- ① **基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底**
- ② **電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止**
- ③ **賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止**

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用。上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

# 【参考】 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に関するQ & A

（令和7年3月25日公表） 1/2

## 1. 三部料金制に係る規律（設備費用の外出し表示）の対象

- 三部料金制の徹底に係る規律が施行される令和7（2025）年4月2日以降に締結されるLPガス販売契約（新規契約）のみならず、施行日時点におけるLPガス販売契約（既存契約）に係る料金についても、LPガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の3つに分けて通知することが必要。
- また、消費者向けのLPガス料金みならず、飲食店等の業務用LPガス料金も含め、液石法に規定される「一般消費者等」との契約に係る料金において、基本料金・従量料金・設備料金の3つに分けて通知することが求められる。

## 2. 料金請求時の通知の方法

### 2-1. 請求書における設備料金の記載方法

- 消費者が、LPガス料金の内訳として、基本料金・従量料金・設備料金があると認識できるよう記載することが必要。
- このため、LPガス料金総額の内訳として基本料金・従量料金・設備料金を並べて記載することが求められ、例えば、設備料金のみ請求書の備考欄に記載することや、「設備料金なし」とのはんこを請求書に押すという対応は、三部料金制に係る表示の規律を満たさない。

### 2-2. 請求書・検針票などの扱い

- 請求書上で、基本料金・従量料金・設備料金と並べて記載することが必要。それを前提として、検針票に設備料金を記載することまでは求めないが、消費者のわかりやすさの観点からは、請求書と検針票の記載内容が共通していることが望ましい。
- なお、LPガス料金の請求額を消費者等に通知する方法は多様であり、例えば、検針票兼請求書による通知もありうる。通知方法・手段の適切さについては、LPガス事業者が請求書と認識し、それを受け取る消費者側としても請求書として認識しうるものかどうかに基づき判断する。

## 2-3. 従量料金のみ料金等の扱い

- 三部料金制の徹底に係る規律（設備費用の外出し表示）は、LPガス料金を請求する場合、基本料金・従量料金・設備料金の3つに分けて通知することを求めるもの。各料金に該当するものがなくても、各料金に分けて金額等を通知することが必要。
- すなわち、**従量料金のみ料金であっても、基本料金や設備料金について「0円」「該当なし」と記載することが求められる。**

## 3. 施行前に交付された14条書面の扱い

- 三部料金制の徹底に係る規律により、14条書面の記載事項であるLPガス料金の「算定の基礎となる項目」（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：1 m<sup>3</sup>当たり〇〇円、設備料金：〇〇円等）に変更がないのであれば、これを再交付することまでは求めるものではない。
- ただし、改正法令公布の調査において、三部料金制を適用している事業者割合が1割に満たないという実態を踏まえると、**既存契約に係る14条書面について、「算定の基礎となる項目」や「算定の基礎となる項目についての内容の説明」等を適切に修正することが望ましい。**

## 4. 設備料金の計上方法、「0円」「該当なし」としている場合の扱い

- **どのように設備料金を計上するかの詳細についてはLP事業者の判断事項であるが、その内容について、消費者などに対して説明責任を負うことに十分留意する必要がある。**
- 規制当局としては、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナー等に対して無償で設備貸与を行っている場合においては、LPガス消費者からその費用を回収しているという前提で説明を求める。**いわゆる自助努力によりLPガス料金として回収していないという説明のみでは、消費者から費用を回収していないと言い切れないと考えられ、例えば固定資産台帳等の経理的書類等により、当該設備が減価償却されているか否か、経費として処理されているか否かを確認することを想定している。**

## ① 設備料金の外出し表示の状況（料金請求時の通知内容・方法）

- 各規制当局により、相対的に事業規模が大きい事業者を中心に、設備料金の外出し表示の状況について確認（全国で約370事業者）。
  - ※ 調査対象の選定方法としては、上記の他、改正法令施行後に通報フォームに情報提供のあった事業者等が挙げられる。
  - ※ 業界団体と連携し、アンケート調査を行っている自治体もある。
- 調査対象となった約370事業者のうち約2割の事業者（注1）において、システム改修が間に合わなかった等の理由により、対応できていない状況が確認された（注2）。
  - （注1） 地方経産局所管事業者についてみると、対応できていなかった事業者は0.5割程度。
  - （注2） 対応できていなかった事業者に関しては、各規制当局により改善指導中。
- なお、設備料金の名称としては、設備料金、設備使用料、設備利用料、消費設備料金、設備費相当額などが用いられていた。

### <未対応の状況・理由>

- ・ 設備料金が請求書の備考欄に記載されており、3項目並べて記載できていなかった。
- ・ 料金表の横に「設備利用料はありません」と印字されているのみだった。
- ・ 未対応の理由としては、システム改修が間に合わないという声が多かった。
- ・ 小規模な事業者においては、対応コストが高いとの声もあった。

### <規制当局による改善指導>

以下の方向で対応中。

- ・ 改正法令公布後の取組状況を聴取し、対応できていない理由が合理的なものか確認の上、
- ・ 理由如何によっては厳しく指導しつつ、
- ・ 今後の改善計画をスケジュールも含めて具体化させる等、法令遵守に向けた対応を促す

## ② 設備料金を「0円」「該当なし」としている場合の理由説明

- 設備料金を「0円」「該当なし」としている事業者は、三部料金制の徹底に係る規律への対応済み事業者の約7割程度。
- その理由としては、「元々設備貸与を行っていない」というものもあったが、他方、**オーナー等に無償貸与を行っている中で、設備料金を「0円」「該当なし」としている事業者も一定程度存在。**
  - ⇒ 現在、各規制当局において、引き続き、その理由や考え方確認中。  
改善指導を行った事例もある。

### <「0円」「該当なし」とする理由>

- もともと設備貸与を行っていない（会社の方針により過去から設備投資は行っておらず、固定資産台帳上もそのような設備の計上はなされていない 等）
- 自助努力により、これまでもエアコン等の費用をLPガス料金として計上していない。
- 制度改正前は設備料を徴収又は基本料金へ上乗せしていたが、現在は設備料を全て放棄し0円としている（基本料金上乗せ分は設備費分だけ値下げを実施）。放棄した設備費分については、今後のコストダウン（従来発生していた設備投資費用の皆減や配送効率化等）により相殺する。
- 設備費用においては、オーナー等に買い取りしてもらい、消費設備のメンテナンスを実施しないことで、0円としている。
- 設備費用については、別途「オプション料金」として、消費者に請求しているため。
- 顧客ごとに設備費を設定すると管理が難しくなり、業務負担が増えるため、設備料を0円としている。

### <問題と考えられる事例、改善指導事例>

- 固定資産台帳にオーナーへの貸与設備が記載されているにもかかわらず、「設備料金0円」としている事業者や、「設備料金0円」としているものの、配管や給湯器の費用を基本料金又は従量料金に含めているケースがあった。
- 設備料金0円としているものの、配管や給湯器の料金を基本料金や従量料金に含めて請求している事業者がいた。
- 貸与設備等がある顧客について設備料金は「0円」と説明する事業者がいた。当該設備については、減価償却の対象となっていたため、設備料金の計上方法について再度検討するよう指導。

### ③ 設備料金の計上方法

- 設備料金について計上している事案についてみると、
  - ・ 設備料金の水準としては、1 契約あたり、100～300円程度が多い。
  - ・ 基本料金等から切り分けるため値上げではないと整理する者が多い。
- 設備料金の算定方法としては、
  - ・ 設備原価（又は残存簿価）を耐用年数等で割って算出する方法が多いが、
  - ・ 金額について十分に説明できない事業者も存在した。
  - ・ 貸与設備のある物件ごとに設備料金を算出する場合も考えられるが、貸与設備費用の総額を、貸与設備のある物件の全契約で按分するケースが多い。

#### <設備料金の計上方法の例>

- ・ 算出の手間を考え、1 設備当たり100円を徴収。
- ・ 設備料金200円は、かつて基本料金に含まれていた費用を設備料金として外出しして表記したもの。
- ・ 配管の貸付け費用が月200円となるよう、契約者毎に応じた期間での分割払いとしている。なお、貸付配管のない消費者の設備料金は0円としている。
- ・ 給湯器のリース料を一律「1000円」で計上。
- ・ 残存価格を算出し、これを耐用年数及び契約数で按分した金額としている。
- ・ 設置費用を含めた設備原価（又は残存価格）を耐用年数又は標準設計使用期間等で割って算出。
- ・ 設備費用を、全戸建住宅の契約件数及び既存契約の件数で按分して設備料金を設定。
- ・ 固定資産と過去の無償貸与等の実績から設備料金を算出。

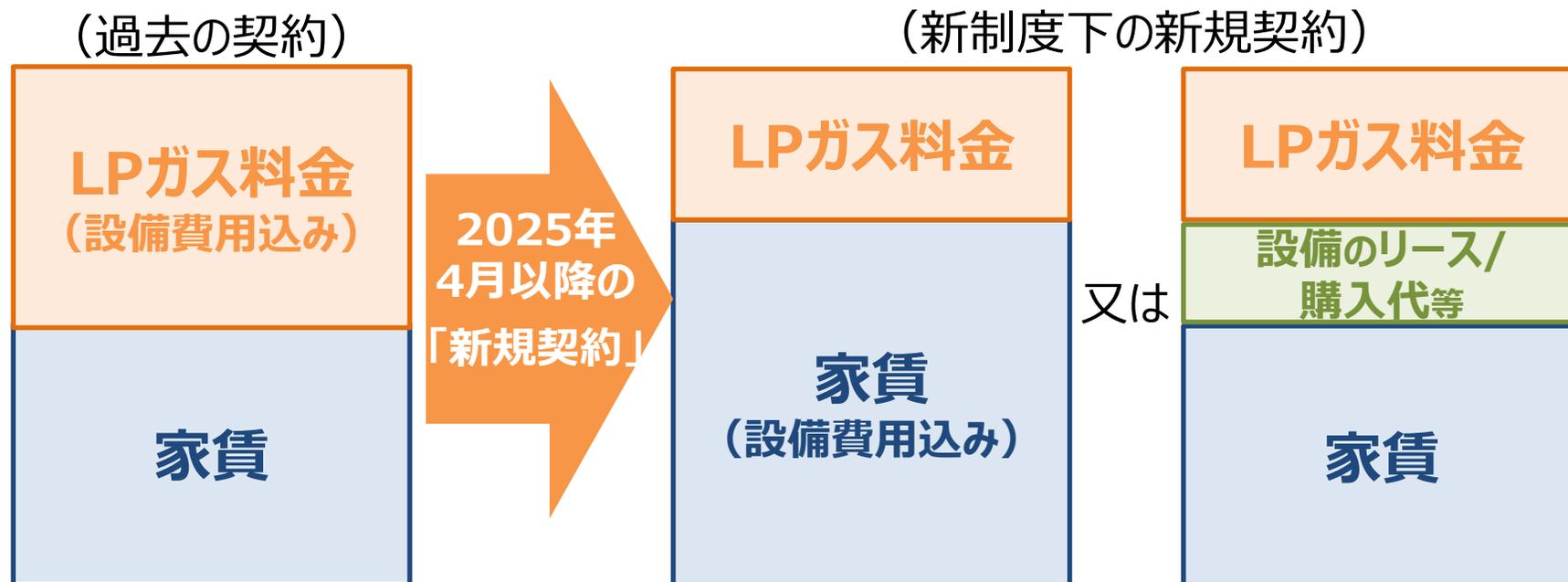
#### <問題と考えられる事例、改善指導事例>

- ・ 基本料金から切り出すかたちで設備料金を計上していたが、100円や200円という料金の根拠の説明が不十分。
- ・ 設備料金の明確な算定根拠がないとの回答であったため、算定根拠を整理し、再度検討するよう指導した。

# 今後の取組の方向性（たたき台）

- 三部料金制の徹底に係る規律の目的は、不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化することにある。その際、LPガス事業者が消費者などに対して十分説明責任を果たしていくことが重要である。
- また、令和7年4月2日以降に締結されるLPガス料金に、エアコン等の設備費用が含まれたままとなってしまうのは、いわゆる無償貸与等の商慣行の是正を遅らせかねない。
- 規制当局としては、以上のような改革の趣旨・目的を踏まえつつ、指導・監督を行っていく。また、今回の調査を通じて得られた課題や本日のWGでの指摘も踏まえ、立入検査マニュアルの見直しにつなげるなど、執行体制の整備に取り組んでいく。

## 賃貸住宅入居者の負担イメージ



# 【参考】前回WGにおけるご指摘事項（今後のLPガス料金の在り方等）

## ■今後のLPガス料金の在り方、方向性

- 集合住宅については、入退去のサイクルである4年程度で徐々に標準料金になっていく。戸建て住宅も標準料金をなるべく前倒しで適用する。このようなかたちで、料金の低廉化を図っていきたいと考えている。
- これまでは、契約を切り替えられないよう安い料金を提案することがあったが、今後は、そうした場当たりの対応はせず、ルールに則って割引プランを提案するという方向で対応していく。
- 安値の売り込みを批判する記事を見かけるが、コストダウンを行って安値で販売すること自体は、自由競争の本来あるべき姿だと思う。効率を高めて収益力を上げている中で安値提供することは間違っていることではない。こうした競争による切り替え自体がおかしいということにならないようにしていただきたい。
- 安値が悪いということではなく、LPガス料金がでたらめで、売り込むときは安い知らない間に値上げする、といったことがあるから、消費者から不信感を持たれるに至っている。業界として襟を正して取り組んでいくべき課題と考えている。
- 過大な営業行為をするからLPガス料金が上がってしまい、消費者被害が生じているということで、これまで議論してきたものと理解。ここでいう消費者被害は料金面での課題であり、正常なLPガス料金とはどういったものかについて、業界として考えてはどうかと思う。正常な料金が消費者に公表されれば、消費者の方々にとって目安となる物差しができるため、異常な高値販売はなくなると思う。高値販売できなければ、過大な営業行為を行うこともできなくなる。
- LPガス事業者が、設備等の負担に代わって紹介料を支払ったり、支払を猶予する行為などについて、例えば支払猶予は長期にわたれば貸与と同じと考えられることから、三部料金の設備費用として計上するべきではないか。

## ■いわゆるブローカーによる営業行為

- 昨今の静岡における特商法違反事案の根底にあるのは、いわゆるブローカーの行動。他のエネルギー業界にブローカーがいるという話は聞いたことはないが、例えば、生保業界では販売員の行動が問題になったため、販売員に対する資格制度を導入したという事例もある。LPガス販売のブローカーに対しても同様に規制をかけていく必要があるのではないか。
- 賃貸物件の入居者は事実上LPガス事業者を選べないが、オーナーはLPガス事業者を選べる。賃貸物件における消費者問題については、問題が生じた物件を公表するような仕組みを検討できないか。これにより、ブローカーと賃貸物件オーナーとの関係性について監視・取締りを強め、消費者被害を抑止していけないのではないか。
- ブローカーによる強引な勧誘が先鋭化している点を憂慮している。消費者庁等と連携して、悪質事例の摘発をお願いしたい。

1. 前回WGにおける議論の振り返り  
本日も議論いただきたい事項
2. 三部料金制に関するLPガス事業者調査  
の結果概要と今後の対応
3. **改正法令公布後1年を経た  
商慣行是正に向けた動きの現状**

# 「LPガス商慣行通報フォーム」(2023年12月1日開設)

- 2023年12月、LPガスの商慣行是正に向けた取組の一環として、「LPガス商慣行通報フォーム」(LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口)を開設。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/lpgass\\_tsuhoform/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html)
- 寄せられた情報は、違反行為の取り締まりや市場監視・モニタリング等に活用。
- 情報提供者が不利益を被ることがないように、情報管理を徹底する等、十分配慮する必要あり。

## ① 液化石油ガス法違反の取り締まり

通報情報を端緒として、任意ヒアリングや、液化石油ガス法に基づく報告徴収や立入検査等を行う。

※ 寄せられた情報は、地方経済産業局経由で自治体にも共有。

## ② 関係省庁への共有

必要に応じて関係省庁に情報共有を行い、連携した対応につなげる。

※ 他省庁への情報提供の可否については事前に通報フォームに確認項目を設定。

## ③ 政策立案への活用

通報情報を集約・構造化した上で、WG等の場に提示し、制度改正後の市場モニタリングに活用するとともに、今後の制度改正やマニュアルの改訂等の政策立案に活かす。

※ **情報提供者が不利益を被ることがないように情報管理を徹底。**

- ✓ 通報フォームに寄せられた個別事案の情報に関しては、情報提供者の利益が害されないよう取り扱う。  
例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもある。このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行うなど、情報提供者の利益に十分配慮する。
- ✓ 通報フォームに提供された情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレス等は、提供いただいた情報の内容に不明な点があった場合等の連絡のために使用し、情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有しない。

# 通報フォームに寄せられた情報（2025年5月末時点）①

## 情報提供件数の推移

- 改正法令施行前の2024年7月1日時点における情報提供件数は約1200件超（平均約170件/月）。特に2024年5月は約400件と最も多かった。
- 改正法令施行後の2024年7月2日から同年10月末までに寄せられた情報の件数は約700件（平均約180件/月）。
- 2024年11月1日から2025年5月末までに寄せられた情報の件数は約980件（平均約140件/月）。

## 2024年11月1日～2025年5月末までの状況

- **2024年11月1日から2025年5月末までに寄せられた情報の件数は約980件（平均約140件/月）。**  
月平均で見れば、若干情報提供件数は減っているものの、大幅な減少というわけではない。
- 情報提供者の属性別にみると、LPガス事業者からの情報提供が66%、消費者からの情報提供が22%、不動産関係者からの情報提供が4%。  
**前回分析時に比べると、消費者からの情報提供割合が上昇。**
- **LPガス事業者による行為についての情報提供は全体の85%（約840件）。**  
不動産関係者による行為については8%（約70件）、ブローカーなど他事業者による行為については8%。  
**前回分析時に比べると、ブローカーなど他事業者による行為に関する情報提供割合が上昇。**
- 匿名による情報提供は全体の約4割。  
メールアドレス等の連絡先や参考資料の記載が全くないものは全体の約2割。

# 通報フォームに寄せられた情報（2025年5月末時点）②

## 地域ブロック別 情報提供件数

2024年7月2日～10月末まで

地域ブロック	情報提供件数	月平均
北海道	33	8
東北	39	10
関東	249	62
中部	157	39
近畿	16	4
中国	44	11
四国	33	8
九州 沖縄	76	19
不記載	49	-
計	696	174

※月平均は小数点以下四捨五入。

2024年11月1日～2025年5月末まで

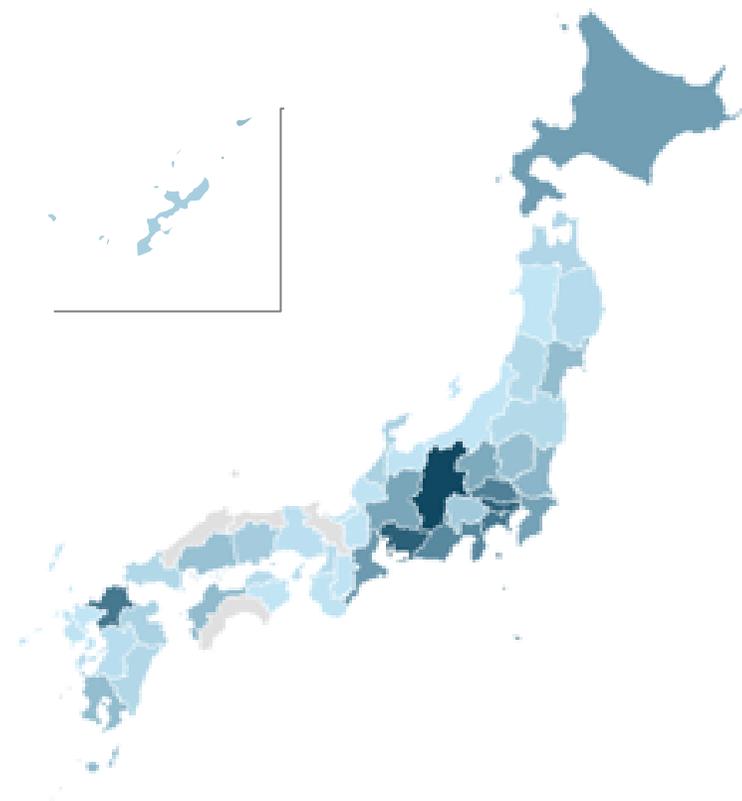
地域ブロック	情報提供件数	月平均
北海道	38	5
東北	52	7
関東	444	63
中部	157	22
近畿	18	3
中国	42	6
四国	30	4
九州 沖縄	120	17
不記載	83	-
計	984	141

※ 被通報者が存在する都道府県で集計。  
※ 1件の情報提供の中に複数事案が含まれるものも1件として計上。  
※ 同一の通報者からの同一内容の通報についても1件として計上。  
※ 都道府県が特定できない情報提供については「不記載」として計上。

# 通報フォームに寄せられた情報（2025年5月末時点）②

## 都道府県別 情報提供件数（24年11月～25年5月末）

都道府県	情報提供件数	都道府県	情報提供件数	都道府県	情報提供件数
北海道	38	富山県	2	広島県	20
青森県	9	石川県	11	山口県	8
岩手県	6	福井県	2	徳島県	1
宮城県	22	山梨県	15	香川県	6
秋田県	1	長野県	83	愛媛県	23
山形県	7	岐阜県	34	福岡県	58
福島県	7	静岡県	49	佐賀県	1
茨城県	26	愛知県	70	長崎県	2
栃木県	21	三重県	40	熊本県	5
群馬県	32	滋賀県	2	大分県	11
埼玉県	53	大阪府	6	宮崎県	8
千葉県	36	兵庫県	4	鹿児島県	22
東京都	69	奈良県	2	沖縄県	13
神奈川県	59	和歌山県	2	不記載	83
新潟県	1	岡山県	14	計	984



- ※ 2024年11月1日～2025年5月末に寄せられた情報について、被通報者が存在する都道府県で集計。
- ※ 1件の情報提供の中に複数事案が含まれるものも1件として計上。
- ※ 同一の通報者からの同一内容の通報についても1件として計上。
- ※ 都道府県が特定できない情報提供については「不記載」として計上。
- ※ 京都府、鳥取県、島根県、高知県、長崎県は、情報提供件数が0件。

## 【参考】前回WGで提示された事業者側の見解（過大な営業行為の動き）

- 過大な営業行為のピークはすぎて、間違いなく減ってはきているが、まだまだゼロになっていない。
- 過大営業については、峠は越えたということはあるが、地域性がある。未だに設備貸付が続いているエリアもあれば、全く競争がないため設備貸付もないエリアもある。
- 改正法令施行前は、かなりの程度供給事業者の切替えがあったが、施行後はほぼない。
- 昨年夏以降、顧客を取った、取られたという件数は、大きく減少している。
- 過大営業行為に対する対抗手段を取らなくなったという点で、消耗戦はなくなった。他方、契約更新時に過大営業をかけられて顧客を奪われるという状況は続いている。
- 過大な営業行為は減っていないと思う。過大な営業行為により契約を切り替えられることはまだある。
- 自主取組宣言をした企業を狙い撃ちした過大営業の実態は良くはわかっていないが、「A社はオーナーに投資できないらしいよ」と言っている者がいるとの話は聞こえてくる。
- 自主宣言しているかどかに関わらず、市場競争の中での顧客の奪い合いは起こっていると思う。
- 狙い撃ち、抜け駆けをする業者は、ブローカーが多い。ブローカーへの対策について、業界として、県警と一緒にチラシを配ったり、いろんな形で広報活動、PR活動、マスコミを通じた啓蒙を図っている。大手事業者の方々には、悪いことをするではなく、是非、良いお手本となっていきたい。
- ガイドラインの中で一切の利益供与を行わないとされている点を重く受け止め、社内でもその方向性を示しているが、他社との競合の中で一部の利益供与が残っている実態もある。
- 全体として過大な利益供与は減ってきているが、脱法的行為により法令遵守している事業者を出し抜くという状況は憂慮される。自由競争とはいっても、一定のルールの下での競争であるべき。

# 商慣行見直しに向けた取組宣言（業界による自主的取組）の公表状況

- **事業者別に整理すると、2025年5月末時点で取組宣言を公表したLPガス事業者は2,668者**（重複する事業所を除く）となり、2024年10月末時点より**1,000者以上増加**。
- **全国の事業者のうち、宣言を行った事業者の比率は前回10%から18%に増加**。地域ブロック別にみると、**沖縄が69%と最も高く、北海道及び東北が20%を超え、関東18%が続く**。

地域ブロック別 宣言事業者数

地域ブロック（注1）	2024年10月末時点			2025年5月末時点		
	宣言事業者数（注2）	事業者数（注3）	宣言事業者数／事業者数	宣言事業者数（注2）	事業者数（注3）	宣言事業者数／事業者数
北海道	64	975	7%	233	942	25%
東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	52	1,941	3%	446	1,881	24%
関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）	736	5,235	14%	880	4,998	18%
中部（富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県）	164	1,552	11%	262	1,503	17%
近畿（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	109	1,987	5%	141	1,898	7%
中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）	120	963	12%	134	932	14%
四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	77	883	9%	89	833	11%
九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）	220	2,060	11%	348	1,999	17%
沖縄	39	195	20%	135	195	69%
合計	1,581	15,791	10%	2,668	15,181	18%

注1）各局、監督部等管轄地域。

注2）事業者団体調べ（都道府県別）の事業所数を事業者別に整理。

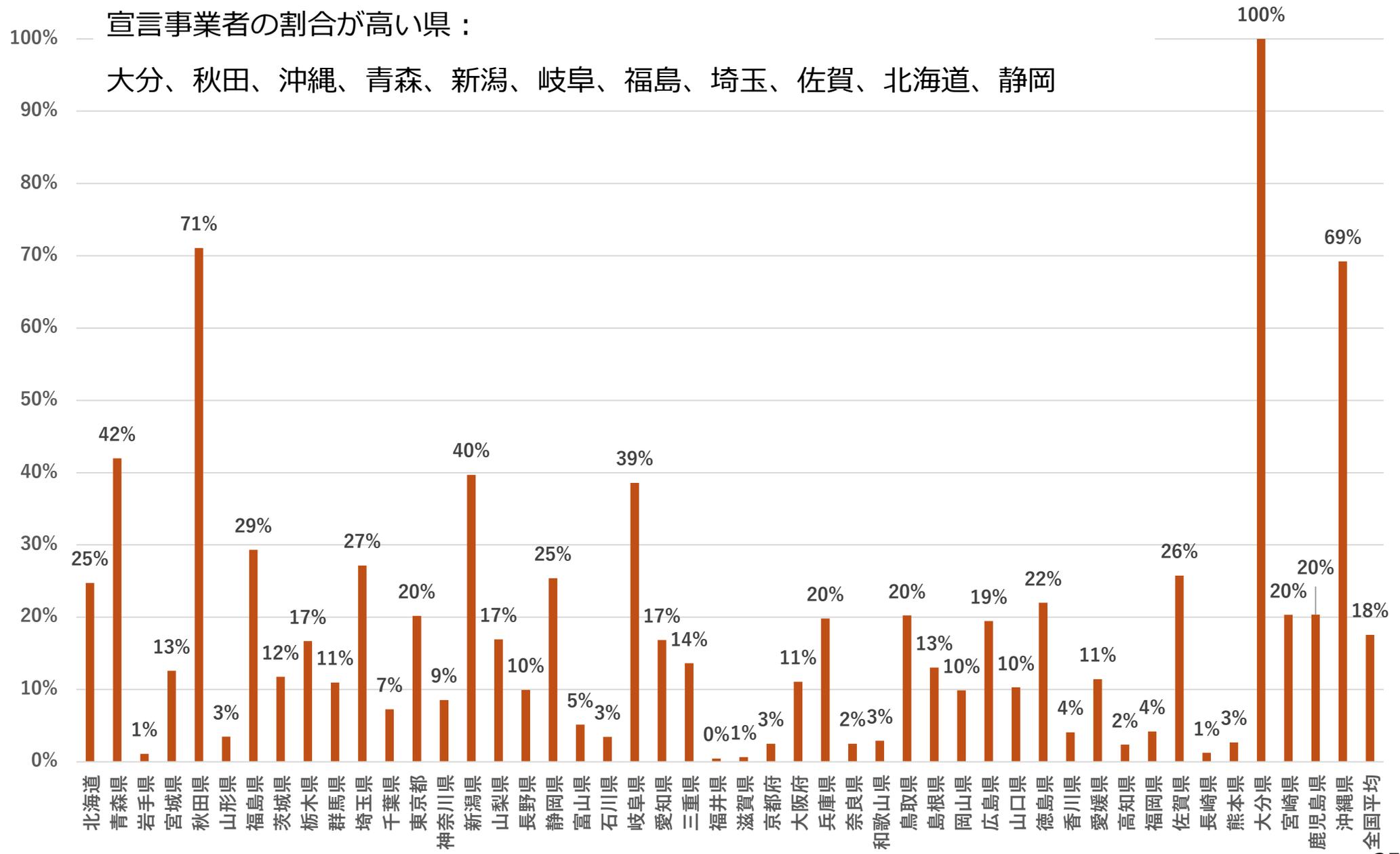
注3）事業者数は、経産省（本社所在地でカウント）、都道府県、政令指定都市の所管事業者の合計。2024年末のデータを使用。



# 都道府県別 宣言事業者割合（宣言事業者数／事業者数）

宣言事業者の割合が高い県：

大分、秋田、沖縄、青森、新潟、岐阜、福島、埼玉、佐賀、北海道、静岡



## 【参考】前回WGで提示された事業者側の見解（社員の意識変化）

- 「投資から販売へ」という言葉の浸透を図っているが、オーナー等に対する設備の適正販売はもちろんのこと、料金の透明化が非常に大事という意識が高まってきたと思う。
- 正常な営業ができるようになったということで、明らかに社員としてはやりやすくなったという声は大きくなっている。ただ、その裏返しで、オール電化や都市ガスとの関係での営業力に不安も抱えているといったところや、法には触れないようなかたちでの提案営業がまだ存在していることへの疑問がまだ解消されていないことが問題。
- 都市ガス事業者は、オーナーから設備の費用をもらうことに慣れているが、LPガス業者は、ずっと無償貸与でやってきたせいか、オーナーに費用を負担してもらうことに慣れていないように思う。ただ最近では、オーナーに費用を負担してもらうという申し出をしても、意外と大丈夫だったとの声が非常に多くなっている。
- タダというのは商売ではない。この点、改正省令施行後は、社員がプライドを持てるような、まともな商売ができるようになった。これは制度改正の成果だと思っている。
- 正当な営業を行うようになれば、社員のモチベーションはアップする。品質や保安など、顧客に喜んでもらえるサービスは何か、選ばれる会社としてどうしていくか、といったことを皆で考えているところ。
- 改正法令施行前は、駆け込み営業でかなりの被害を受け、関係性を築き上げた顧客が多数他社に流出し、社員のモチベーションもかなり下がったが、今は社内教育を通じて、しっかり顧客、オーナーと向き合っただけで正しい営業をやっていこうということで、モチベーションも戻りつつある。
- 大家さんや不動産業者にどうプレゼントするかではなく、サービスと料金でもって選んでもらうという本来あるべき営業スタイルになってきており、そうした営業ができる社員が成績を上げている状況となっている。

# 賃貸集合住宅オーナー向け調査結果（概要）

- 本年2月中旬、資源エネルギー庁において、賃貸集合住宅のオーナーを対象として、LPガスの商慣行是正にかかる改正法令のさらなる周知もかねて、モニター調査を実施（インターネットモニター調査。約1,000者から回答）。
  - 概要：
    - ✓ 制度改正の内容について「知らなかった」との回答は約半数（47.8%）。  
※ 無償貸与等の利益供与を受けていないオーナーもいる点に留意する必要。
    - ✓ 制度改正の内容について認知していたオーナーのうち、「LPガス事業者からの説明を受けた」が6割強と最も高く、次いで、「不動産管理・仲介会社から説明を受けた」が4割弱。
    - ✓ 過去に無償貸与された設備等について条件変更のお願い等をうけたことがあるオーナーは4割程度（41.7%）であり、このうち、「無料で貸与された設備等をリースに切り替えるなど、自ら費用負担することとなった」が4割程度と最も高く、次いで「無償で貸与された設備を自身で買い取った（全額精算又は分割払い）」（35.8%）が続いている
- ⇒ LPガス事業者による商慣行是正に向けた取り組みが一定程度の成果を挙げていることがうかがえる。
- ✓ 入居者のLPガス料金の水準を把握しているオーナーは3割程度。  
このうち、約半数がLPガス料金は「高いと思う」、約4割が「適正な料金水準である」と回答。

# (参考) 商慣行に関する各事業者の取組状況 (不動産関係者等への説明)

第11回WG資料・抜粋

- 無償貸与契約書を締結中の賃貸住宅オーナー宅へ訪問するなど説明を実施。
- 無償貸与契約書の解約を提案、新制度への早期移行を促進。

	内容	取組状況の例
関係者との信頼構築	賃貸住宅オーナー、不動産管理会社等への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住宅建築会社、管理会社、業務用顧客等については、親会社と連携して、業界が作成しているチラシ等を活用して、省令改正の内容を説明している。</li> <li>• <u>オーナー・不動産管理会社向けの案内文書・チラシを作成し周知</u> (2024年2月・6月・随時)。</li> <li>• <u>無償貸与契約書を締結中の賃貸住宅オーナー宅へ訪問、商慣行是正に関する説明を行った上で、無償貸与契約書の解約を提案、新制度への早期移行を促進。</u></li> <li>• 流通室ガイドラインを使用しながら、オーナーや不動産管理会社にあたった。大手の建築会社はコンプライアンスを遵守しているが、<u>中小建築会社は地域によっては知らないことがあり、丁寧に対応している。</u></li> <li>• <u>代表取締役社長名にて、案内文書 (『LPガス商慣行是正に伴う省令改正対応についてのお願い』) を作成し、取引先に対して説明訪問を実施中である。</u></li> <li>• LP事業者の切替えを制限するような条件付き契約を締結しておらず、<u>無償貸与による他社切替の要望・要請があった際には直ちに断り、辞退。</u></li> <li>• <u>過大な営業行為の制限施行後の措置として、新規に無償貸与・無償メンテナンス及び手数料等の利益供与は一切行えない旨を周知徹底している。</u></li> <li>• <u>既存契約書の自動更新も行わない。</u></li> <li>• <u>法改正の内容及び当社がこれを遵守することを、取引のある賃貸住宅オーナー・不動産管理会社に説明に回り、必要に応じて契約の再締結を行った。</u> その間、同業他社の駆け込み営業行為や、利害関係者からの形を変えた利益供与の要求を断ったことなどにより、LPガス供給が同業他社に切り替えられるという甚だ厳しい副作用もあったが、長期的には法改正への真摯な取り組みが信頼関係を醸成するものと信じる。</li> </ul>